小規模修繕契約希望者登録制度の申請手引

１　小規模修繕契約希望者登録制度とは（要綱第１条）

この制度は、寒河江市競争入札参加資格者名簿に登録されていない市内事業者を対象に、市が発注する小規模で内容が軽易な修繕等の契約を希望する方を登録する制度です。

登録を希望される方は、小規模修繕契約希望者登録申請書の提出が必要です。

※現在登録されている方も、再度登録手続きが必要です。

２　制度の対象となる修繕等（要綱第２条）

対象となる修繕等とは、その内容が軽易で履行が容易であり、１件の契約金額が５０万円以下のものです。

３　登録できる業種（要綱別表）

登録できる業種は、以下の表のとおりですが、登録は最大３業種までとします。

番号	区　　分	修　　繕　　等　　の　　内　　容
1	土木関係	土木施設の修繕（側溝、車止め、その他土木施設の修繕）
2	建築関係	ガラス、サッシ
3		建具（木製建具、家具等）
4		畳
5		板金
6		塗装
7		左官（タイル、レンガ、ブロック等を含む。）
8		内装（屋内インテリア、カーテン、ブラインド等）
9		その他建築物等の修繕
１０	設備関係	給排水衛生設備（水道、下水道、トイレ等）
１１		電気設備（家電、照明、コンセント、配線等）
１２		その他設備（機械器具、ガス設備、消防施設、空調設備、放送設備、電気通信設備等）
１３	その他	上記以外の修繕

4　登録できる方（要綱第３条）

市内に本社のある法人、または市内に住所のある個人の方で、次の要件をすべて満たす方です。

（１）寒河江市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていない方

（２）希望する業種を履行するために必要な資格・許可等を有する方

（３）市税を滞納していない方

（４）契約の相手方として適当と認められる方

※なお、契約を締結する能力を有しない方、または破産者で復権を得ていない方は申請できません。

5　登録の申請方法（要綱第４条）

登録を希望する方は、次の書類を提出してください。申請書等は、市ホームページからダウンロードしてください。

（１）寒河江市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第１号）

（２）法人の方は登記事項証明書、個人の方は運転免許証の写し等、氏名、住所が確認できるもの

（３）希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

※設備関係の登録を希望する方で、寒河江市水道指定給水装置工事事業者、寒河江市指定下水道工事店、電気工事士の資格を有する場合は、必ずその写しを添付してください。

※登録された方は、寒河江市が発注する小規模修繕契約の際の業者選考の対象となりますが、見積参加や契約を約束するものではありません。

6　登録事項の変更（要綱第８条）

申請事項に変更が生じた場合又は廃業した場合は、「寒河江市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届」（様式第２号）を速やかに提出してください。

様式第１号（第４条関係）

令和４年１２月１日

寒河江市長　　様

寒河江市小規模修繕等契約希望者登録申請書

寒河江市が発注する小規模修繕等を受注したいので、下記のとおり登録を申請します。

記

所在地又は住所	〒990-8601 寒河江市中央１丁目 9-45
フリガナ 商号又は名称	サガエシヤクショケンチク 寒河江市役所建築
フリガナ 代表者職・氏名	ダイヒョウ　サガエ　タロウ 代表　　寒河江　太郎

寒河江市小規模修繕等契約希望者登録実施要綱第３条第４号を確認するために寒河江市税に係る納税情報を確認されることに同意します。	チェック レ

電話番号	0237-86-2111	使用印 ※	寒河江市役所建築
ＦＡＸ番号	0237-86-2111		

※使用印について

使用印は見積書・請書・契約書・請求書等に使用するものになります。

登録希望業種（３業種以内）

番号	登録希望業種		許可・免許を有する場合、その種類名称　※	営業年数
	区　　分	修繕等の内容		
1	土木関係	側溝等修繕		15
3	建具	木製建具		10
１３	その他	上記以外の修繕		10

※　設備関係の登録を希望する場合で、寒河江市水道指定給水装置工事事業者、寒河江市指定下水道工事店、電気工事士の資格等を有するときは、その資格証等の写しを添付してください。